

平取ダム地域文化保全対策検討会設置要領（案）

第１条 設置

平取ダム建設予定地周辺のアイヌの文化的所産に与える影響と、その保全対策について、「アイヌ文化環境保全対策調査委員会」の取りまとめを受けた平取町の報告を尊重し、保全対策の具体化に向けた検討をおこなうため、平取ダム地域文化保全対策検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

第２条 検討事項

保全対策の具体化の検討を行う。

第３条 検討会の構成

検討会の構成委員は、別表１とする。

第４条 座長

- （１） 検討会に座長をおく。
- （２） 座長は、委員が互選する。
- （３） 座長は、検討会の会務を処理する。
- （４） 座長に事故あるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第５条 委員の委嘱期間

委員の委嘱期間は、平成１９年３月３１日までとする。ただし、再任を妨げない。

第６条 検討会の招集

- （１） 検討会は、座長が招集する。
- （２） 検討会は、委員の２分の１以上が出席した場合に成立する。
- （３） 座長が、検討会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

第７条 事務局

- （１） 検討会の事務局は国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部に置く。
- （２） 事務局は、検討会の運営に必要な事務を処理する。

第８条 公開

- （１） 検討会は、原則として公開によりおこなう。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第五条の不開示情報に掲げる各号にあたる場合等は、非公開とすることがある。
- （２） 資料等を室蘭開発建設部ホームページにおいて公開する。

第９条 附則

- （１） この要領に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項は、検討会において定める。
- （２） この要領の変更については、検討会において行う。
- （３） この要領は平成１８年８月２３日から施行する。

別表－ 1

平取ダム地域文化保全対策検討会委員名簿

氏 名	所 属
かし の ただし 樫 野 公	平取町議会民生文教常任委員会委員長
かわなの そう しち 川奈野 惣 七	北海道ウタリ協会平取支部支部長
き ばた こ 木 幡 サチ子	北海道ウタリ協会平取支部／平取アイヌ文化保存会理事
き むら ひで ひこ 木 村 英 彦	北海道ウタリ協会平取支部副支部長
さい とう のり あき 斉 藤 憲 章	平取町教育委員会教育長
つじ い たつ いち 辻 井 達 一	北海道環境財団理事長
つね もと てる き 常 本 照 樹	北海道大学大学院法学研究科教授
なか みち よし てる 中 道 善 光	平取町長
なべ さわ たもつ 鍋 沢 保	北海道ウタリ協会平取支部副支部長
にし じま たつ お 西 島 達 夫	北海道ウタリ協会平取支部副支部長
やま だ きよ た 山 田 喜代太	平取町議会議長

(五十音順／敬称略)